

平成 15 年 6 月

税制調査会海外視察報告

カナダ・アメリカ

スウェーデン・デンマーク

税 制 調 査 会

税制調査会海外視察報告(カナダ、アメリカ)

I. 日程等

1. 日程

平成 15 年 4 月 27 日(日)～5 月 4 日(日)

2. 出張者

石 弘光 会長
水野 忠恒 法人課税小委員長
中村 賢 総務省自治税務局固定資産税課課長補佐
吉野 維一郎 財務省主税局調査課課長補佐

3. 訪問先

[カナダ]

カナダ財務省、カナダ関税歳入庁、カナダ人的資源開発庁、全カナダ労働会議

[アメリカ]

アメリカ財務省、下院歳入委員会、CATO 研究所、ブルッキングス研究所、内国歳入庁、IMF、
社会保障庁

II. 訪問先における聴取内容の概要等

1. 社会保障と税制について

高齢社会と税体系全般にわたる議論を行ったが、具体的な政策課題として年金制度及び年金課税に関連する問題を中心に記載すると、以下のとおり。

(1) カナダ

① 制度概要

カナダの年金制度は、日本の年金制度と同様3階建てであるが、社会保障支出に占める年金のウェイトは比較的小さい。1階部分(Old Age Security Pension(OAS):老齢基礎年金、Guaranteed Income Supplement(GIS):補足給付年金)は一般財源、2階部分(Canada Pension Plan(CPP):所得比例年金)は保険料で賄われており、3階部分(Registered Retirement Savings Plan(RRSP)、Registered Pension Plan(RPP):適格私的年金)は税制上の優遇措置により拠出が奨励されるという仕組みとなっている。特に、GIS は、インカム・テストに基づいて低所得の高齢者に対して特に給付される非課税補足給付であり、所得の増加に応じて減額される仕組みとなっている。

② 年金制度改革の経験と今後の展望

- 1989 年には、連邦財政の赤字克服策の一環として高所得の年金受給者については基礎年金給付の一部を減額する「クローバック・システム(claw-back-system)」が導入された。現行では、基礎年金給付込みの所得が年間で 57,879 カナダドル(451.5 万円)を超える年金受給者について翌年の所得申告の際に基礎年金給付の一部又は全額を連邦政府に戻すこととされている。
- 1997 年より 2 階部分(CPP)についての改革が実施されたが、その基本理念は、イ)積立金を増額するため保険料を計画的に引き上げる、ロ)余剰資金を株式市場等で運用し長期的により高い収益率を上げる、ハ)その結果、保険料率を 9.9% に固定するというものであった。
- 現在カナダ政府は、現在の人口推計は信ずるに足る搖ぎ無いものであり、将来的にも 9.9% の保険料水準で CPP の制度全体を持続することが可能であると確信していた。

③ 年金税制

- OAS(1階部分)の給付については、通常所得と合算の上課税される。
- CPP(2階部分)は、拠出時は保険料の 16%が税額控除され、給付時は通常所得と合算の上課税される。
- 税制適格年金(私的年金)は、拠出時は一定の控除(前年度純所得の 18%)があり、運用時は課税繰延、給付時は原則課税される(RRSP は年間 160 カナダドル(1.2 万円)の税額控除あり)。

④ 我が国における議論に関連した先方のコメント

- 退職年金制度を考える上でのポイントは、1階から3階までの役割分担を明確にした上で、歳入・歳出とも良くバランスのとれた(well-balanced)制度とすることである。カナダの例で言えば、1階部分は高齢低所得者層への最低所得保障(公的扶助)に目的を絞った上で一般財源により賄われており、2階部分はこれを1階部分に併せることにより中所得者層の退職時収入の 7 割を代替することを目的として保険料で賄われており、3階部分は老後における所得の更なる確保を目的として、税制上の優遇措置が講じられている。
- 年金制度改革は労働政策の一環であり、いかに高齢者に就労意欲を持たせるかといった観点から年金制度改革に取組むことが重要である。カナダ政府は、まず OAS・GIS により高齢者の貧困化を防止しつつ、就労や私的年金の活用により多くの高齢者が自立し、補足給付年金(GIS)を受領する必要がなくなるといった流れが重要であると考えている。
- 実際カナダにおいては、低所得者層を除いた各所得階層が従来から徐々に OAS・GIS といった基礎年金への依存度を弱め、CPP や私的年金への依存度を強めていることも注目とともに評価に値する。

(2) アメリカ

① 制度概要

アメリカの年金制度は、勤労所得のある一般被用者や自営業者を対象とする老齢・遺族・障害保険としての連邦社会保障年金制度(Old-Age, Survivors, Disability Insurance(OASDI):報酬比例年金)の他、様々な私的年金が存在する。なお、OASDI は所得代替率が高くないことから、税制上の優遇措置を伴う私的年金の創設・活用により、より多くの老後所得を国民に保障している。

② 年金制度改革の経験と今後の展望

- 1983 年改正により、年金給付の財源確保の観点から、OASDI による年金給付の 50%とその他の所得との合計が 32,000 ドル(387.2 万円)以上となる場合に、当該給付の一部(50%)を総所得に算入の上課税することとし、更に、1993 年改正により、総所得への算入率に累進性(50%・85%)を導入し、年金課税を強化している。
- アメリカの年金制度は、出生率が比較的高い上に移民を受け入れていることもあり、さほど深刻な状況にはないが、この 10~20 年の間には年金基金のキャッシュフローがマイナスとなり問題が深刻化すると予想される。
- こうした状況を受け、2001 年 5 月にブッシュ大統領より個人勘定の創設(部分民営化)が提案された。これは個人の選択により保険料の一定割合を個人退職勘定(Personal Retirement Accounts)とすることを可能とし、個人自らが株式投資等で運用することを認めるものである。
- 現在、この部分的民営化を含めた制度改革案については、これが本質的な解決策足り得るかについて賛否が二分されており、今後 10 年程度の時間をかけて議論されることとなろう。